

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 J.フロント リテイリング株式会社
代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務

【住所又は本店所在地】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【報告義務発生日】 平成24年8月20日

【提出日】 平成24年8月21日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと
保有目的を変更したこと

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社パルコ
証券コード	8251
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	J.フロント リテイリング株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区銀座六丁目10番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年9月3日
代表者氏名	奥田 務
代表者役職	代表取締役会長兼最高経営責任者
事業内容	百貨店等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	J.フロント リテイリング株式会社 業務統括部財務部 岩田 義美
電話番号	03-6895-0179

(2) 【保有目的】

発行者を提出者の連結子会社とすることによって、発行者と提出者との間で締結した資本業務提携契約に基づき、発行者と経営資源等の円滑な相互活用を実現し、企業価値のより一層の向上を図るため。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	65,922,614		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 65,922,614	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利 が存在するものとして控除する 株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		65,922,614
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年8月1日現在)	V	101,462,977
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		64.97
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		33.22

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は処分の別	単価
平成24年8月20日	株券 (普通株式)	38,522,614株	37.97%	市場外	取得	1,100円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、平成24年7月5日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

- 1) 提出者は、提出者が発行者の株式38,522,600株を買付予定数として実施する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）の完了後、発行者の同意なく発行者の株式を買い増してはならない。
- 2) 提出者は、本資本業務提携契約の有効期間中、発行者の株式の上場が維持されるよう可能な限り努力する。
- 3) 提出者が発行者の株式を処分する場合には、提出者は、その時期、方法及び相手方について予め発行者の同意を得なければならない。
- 4) 提出者は、発行者の委員会設置会社によるガバナンス体制を維持するものとする。また、発行者の取締役会の構成について、取締役の半数以上は、独立社外取締役とし、提出者より指名する取締役を発行者の取締役会の過半数となる最小限の数とする。独立社外取締役以外の取締役のうち、提出者が指名する取締役と発行者出身者である取締役は同数とする。当該経営体制は、平成25年5月に開催予定の第74期定時株主総会から適用されるものとし、提出者及び発行者は、それまでの間、本資本業務提携契約締結日時点の経営体制を積極的に変更しないものとする。
- 5) 発行者は、M&A、資産の取得・処分、開発等のうち東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき適時開示義務を負うものを行う場合、又は発行者の株式、新株予約権等、希薄化を伴う資本政策を実行する場合は、事前に提出者の承諾を得ることを要する。
- 6) 発行者は、M&A、資産の取得・処分、開発等のうち1件当たり、10億円以上の支出、若しくは収入を伴うもの、10億円以上の資産の取得若しくは処分、又はその他発行者の税金等調整前当期純利益に5億円以上の影響をもたらす行為を実行する場合は、提出者に事前に報告し、提出者から要求があった場合は提出者と協議を行うものとする。
- 7) 本資本業務提携契約の有効期間は、発行者が提出者の連結子会社に該当することとなることを停止条件として、本公開買付けの決済日に開始し（但し、上記5)及び6)の有効期間は、本資本業務提携契約締結をもって同締結時点から開始し）、本公開買付けの決済日から5年間継続する。その後については提出者及び発行者で誠実に協議するものとする。

本資本業務提携契約は、下記の事由のいずれかが生じた場合に終了する。

- ・提出者及び発行者が本資本業務提携契約の解除に合意したとき
- ・提出者又は発行者が本資本業務提携契約の定めのあるいずれかに違反し、相手方当事者が30日前の通知をしたにもかかわらず、当該違反が是正されないまま30日を経過したとき
- ・発行者が提出者の連結子会社に該当しなくなったとき

また、本資本業務提携契約の有効期間中、発行者の平成24年2月期の業績及び配当水準と比較して、発行者の業績又は配当水準の大幅な悪化が生じた場合（但し、天変地異、政争、テロ、経済状況又は小売業界全体の業績の悪化その他発行者の支配の及ばない事由による場合を除く。）には、提出者及び発行者は、本資本業務提携契約の内容及び期間について誠実に協議する（但し、その期間は30日を超えないものとする。）。当該協議を経た後で、発行者の業績又は配当水準が平成24年2月期の業績又は配当水準と同じ水準までの改善が見込まれないと提出者が合理的に判断した場合には、提出者は、本資本業務提携契約を終了させることができる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	140,000
借入金額計（X）（千円）	72,374,875
その他金額計（Y）（千円）	-
上記（Y）の内訳	-
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	72,514,875

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行(東京営業部)	銀行	頭取 平野 信行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2	20,000,000
株式会社三井住友銀行(本店営業部)	銀行	頭取 國部 毅	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2	10,000,000
野村キャピタル・インベストメント株式会社	貸金業	取締役社長 飯山 俊康	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	2	42,374,875

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		